



鳥取県公報

平成 22 年 6 月 15 日 (火)
第 8 2 0 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (384) (福祉保健課) 2 生活保護法による診療所の廃止の届出 (385) (〃) 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (386) (経済通商総室) 2 家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び 家畜等の指定 (387) (畜産課) 3 県営土地改良事業計画の決定 (2件) (388・389) (農地・水保全課) 4 農林総合研究所園芸試験場における生産品の物品売払代金の収納の事務の委託 (390) (農林総合研究所園芸試験場) 5 許可なく設置している橋りょうの保管 (391) (河川課) 5 指定居宅サービス事業者の指定 (392) (東部総合事務所福祉保健局) 6 指定居宅介護支援事業者の指定 (393) (〃) 6 指定介護予防サービス事業者の指定 (394) (〃) 6 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (395) (中部総合事務所県民局) 7
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (26) 7
◇ 公 告	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定 (産業振興総室) 8 鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (西部総合事務所県土整備局) 8
◇ 雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る平成21年度の決算の要旨 (自治振興課) 8

告 示

鳥取県告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団新納歯科大崎医院	米子市大崎1276-1	平成22年5月7日

鳥取県告示第385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団新納歯科大崎医院	米子市大崎1715	平成22年5月5日

鳥取県告示第386号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ伯耆

西伯郡伯耆町大殿952、953、995-1から995-3まで、996-1、1001、1001-1、1002-1から1002-3まで、1003から1003-2まで、1004-1、1004-2、1004-5、1019-1、1021-3、1022-1から1022-3まで、1023-1、2333、2335から2348まで、2350、2351、2352-2、2415、2416、2418から2420まで及び2422

2 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社ジュンテンドー 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後8時

株式会社フーズマーケットホック 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

株式会社セリア 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社ライフオート 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

変更後 株式会社ジュンテンドー 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後8時

株式会社フーズマーケットホック 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
株式会社セリア 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
株式会社ライフオート 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時

3 変更年月日

平成22年6月7日

4 変更する理由

株式会社ライフオートのお客様の利便向上のため、開店時刻を変更する。

5 届出年月日

平成22年6月1日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成22年6月15日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡伯耆町吉長37-3

伯耆町地域再生戦略課経営企画室

9 意見書の提出

伯耆町の区域内に居住する者、伯耆町において事業活動を行う者、伯耆町の区域をその地区とする商工会その他の伯耆町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第387号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定に基づき移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する県外の区域

- (1) 宮崎県西都市全域（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について（平成22年鳥取県告示第280号。以下「第280号告示」という。）及び家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について（平成22年鳥取県告示第320号。以下「第320号告示」という。）により指定した区域を除く。）
- (2) 宮崎県宮崎市全域（第320号告示により指定した区域を除く。）
- (3) 宮崎県児湯郡新富町全域（第280号告示により指定した区域を除く。）
- (4) 宮崎県東諸県郡国富町全域
- (5) 宮崎県東臼杵郡美郷町全域（第280号告示により指定した区域を除く。）
- (6) 宮崎県東臼杵郡門川町全域
- (7) 宮崎県日向市全域（第280号告示及び第320号告示により指定した区域を除く。）

2 指定する家畜等

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにこれらの死体並びに口蹄疫^{てい}の病原体を広げるおそれのある物品

3 指定に係る期間

平成22年6月15日から当分の間

4 指定する目的

口蹄疫^{てい}のまん延を防止するため

鳥取県告示第388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業天神野地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成22年6月15日から同年7月5日まで

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業羽合用水地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成22年6月15日から同年7月5日まで

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所、湯梨浜町役場及び北栄町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第390号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所園芸試験場における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

地方卸売市場倉吉青果株式会社
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社
鳥取いなば農業協同組合
鳥取中央農業協同組合
鳥取西部農業協同組合
株式会社大栄共同開発

2 委託期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第391号

平成22年鳥取県告示第61号（許可なく設置している橋梁の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の橋りょうについて、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保管した工作物の種類、形状及び数量

橋りょう 1橋（長さ15.0メートル、幅1.8メートル）

2 当該工作物の放置されていた場所

一級河川天神川水系加茂川
東伯郡三朝町大字小河原地内 宮の前橋から10メートル下流

3 当該工作物を除去した日時

平成22年5月12日 午後4時

4 保管を開始した日時

平成22年5月20日 午後5時

5 保管の場所

2に同じ。

6 引取り方法

(1) 引取りに係る申出の期間等

平成22年5月20日から同年8月20日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までとする。ただし、同日までに申出がない場合は、河川法第75条第6項の規定により、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は同条第7項の規定により当該工作物を廃棄することがある。

(2) 引取りに係る工事

事前に河川法第26条第1項の規定に基づく河川管理者の許可を得た上で、平成22年10月21日から同年11月19日までに実施すること。

(3) 問合せ先

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

電話0858-23-3218

(4) 申出のときに必要な書類

ア 身分証明書（所有者等であることを証明できる書類）

イ 印鑑

7 費用負担

河川法第75条第9項の規定により工作物の除去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

鳥取県告示第392号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社のどか	地域生活援助はうすのどか	鳥取市気高町勝見843-172	平成22年6月13日	通所介護

鳥取県告示第393号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社のどか	のどか居宅介護支援事業所	鳥取市気高町勝見843-172	平成22年6月13日

鳥取県告示第394号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社のどか	地域生活援助はうすのどか	鳥取市気高町勝見 843-172	平成22年6月13日	介護予防通所介護

鳥取県告示第395号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年8月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年6月15日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日
平成22年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人明倫NEXT100
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
川部 洋
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取県倉吉市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
明倫地区に住む人、明倫地区を愛する人たちが一緒になって、地域にある資産を活かし、一人ひとりが豊かに暮らすことができる地域をつくり、人と人とのつながりを大切にしたい“世界に誇れる田舎まち”として、明倫地区がいつまでも続いていくようにすることを目的とする。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第26号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに米子市選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成22年6月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,741

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数 147,835
 米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 40,116

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第135条の3第1項第4号の規定により、次のとおり公告する。

平成22年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	所在地	物品の名称	物品の内容
有限会社赤碕清掃 代表取締役 岡崎 博紀	東伯郡琴浦町大字赤碕 1986-2	木質ペレット燃 料	木質系の副産物等を原料とし た固形燃料

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成22年6月15日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社藤原建材 代表取締役 藤原 偉久男	米子市目久美町 130-3	西伯郡南部町御 内谷字ガアノ尾 377-8外7筆 (7,612平方メ ートル)	風化花崗岩 (33,028立 方メート ル)	平成22年6月1日 から平成27年5月 31日まで	平成22年6月1日

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年6月15日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 松 本 昭 夫

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計

4	14	1	12	31
---	----	---	----	----

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員の種別		一般職	特別職	市町村長	特定消防	任意継続	計
組合員数 (人)		6,370	155	19	692	209	7,445
給料月額 (百万円)	長期	2,098	45	12	233		2,388
	短期	2,100	46	14	233	63	2,456
一人当たり給料月額 (円)	長期	329,365	292,470	610,815	336,350		329,981
	短期	329,655	296,894	720,852	336,350	302,014	329,817

3 組合職員の数は、次のとおりである。 (単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	7	7	35	5	1	1	56

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨 (単位：千円)

経理区分		短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
収 入	負担金	1,906,520	6,613,306		69,082	135,733				
	掛金	1,978,585	3,403,158			131,742				
	施設収入・商品売上						851,179			
	利息及び配当金	224		113,274	308	422	130	177,795		34
	その他の収入	278,250			27,675	43,764	287,090	24,062	117,881	18,494
	他経理から繰入				12,724		109,192			
	前年度支払準備金	320,402								
	計	4,483,981	10,016,464	113,274	109,789	311,661	1,247,591	201,857	117,881	18,528
支 出	給付	2,183,659								
	役職員給与				51,623	38,467	451,615	41,471	3,715	4,265
	旅費・事務費				4,378	2,810	7,036	5,976	1,245	1,539
	商品仕入						28,732			
	飲食材料費						205,207			
	委託費				6,317	1,793	2,977	1,303	38	9,603
	支払利息			113,274			11,776	84,394	90,792	
	連合会払込金	60,351	10,016,464						6,789	
	老人保健拠出金	7,187								
	退職者給付拠出金	241,883								
	前期高齢者納付金	634,249								
	後期高齢者支援金	689,355								
	病床転換支援金	561								
	他経理へ繰入	12,724				109,192				
	その他の支出	432,296			47,402	154,881	527,791	20,318	21,250	3,287
次年度支払準備金	331,903									
計	4,594,168	10,016,464	113,274	109,720	307,143	1,235,134	153,462	123,829	18,694	
差引当期利益金又は当期損失金 (△)	△110,187	0	0	69	4,518	12,457	48,395	△5,948	△166	

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	
資 産	流動資産	520,815	536,978	111,345	127,569	254,804	647,859	3,383,968	48,604	33,200
	固定資産			4,439,483	632	270	2,688,635	7,810,385	3,511,875	
	繰延資産									
資 産 合 計	520,815	536,978	4,550,828	128,201	255,074	3,336,494	11,194,353	3,560,479	33,200	
負 債	流動負債	173,633	536,978		3,828	13,479	54,625	10,434,895	160	368
	固定負債	331,903		4,550,828	89,033	54,424	774,621	19,208	3,554,457	2,673
	負債合計	505,536	536,978	4,550,828	92,861	67,903	829,246	10,454,103	3,554,617	3,041
純 資 産	資本剰余金						2,456,377			
	利益剰余金	15,279			35,340	187,171	50,871	740,250	5,862	30,159
	純資産合計	15,279	0	0	35,340	187,171	2,507,248	740,250	5,862	30,159
負債・純資産合計	520,815	536,978	4,550,828	128,201	255,074	3,336,494	11,194,353	3,560,479	33,200	